

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する
規程

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第12号」を「第13号」に改め、同項第12号中「前4号」を「前5号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 勤務時間規程第20条の5の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第8条中「同項第11号」の次に「に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間、同項第12号」を加え、同条中「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。